

京都ものづくり系企業人材確保・育成支援事業 企画提案募集要項

府・京都市協調<京都府ものづくり企業人材確保支援事業/京都市ものづくり系企業人材育成事業>

<p>目的</p>	<p>雇用創出効果が高い起業初期段階の事業者のうち、技術開発、設備投資、人材育成等多くの準備を要する製造業等の事業者に対し、失業者の雇用及び人材育成に資する事業であって、地域に根ざした事業を公募・委託し、その起業等を支援することにより、①京都のものづくり系企業を支える人材育成、②失業者の雇用に向けた場の確保、③地域雇用の受け皿となる事業者の成長を図る。</p>
<p>対象者</p>	<p><u>府内で起業し府内に本社があり、起業(新分野進出、多角化含む*)後10年以内の中小企業・組合・NPO法人</u></p> <p>*定款に新たな事業が追加されたこと、事業者の組織に新たな部門が設置されたことを書面で確認できること 但し、次に掲げるケースは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 分割・合併により、新会社、子会社、共同企業体等を設立し、既存事業の継承を行う場合 (2) 本社以外に複数の事業所がある事業者であって、その2分の1以上が京都府外に所在する場合 (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職の候補者や政党などを推薦し、支持し、又は反対する目的の団体 (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者 (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者である場合 (6) 委託事業を適格に遂行できる能力を有しないと認められる者である場合(総勘定元帳等の会計関係帳簿類、労働者名簿・出勤簿・賃金台帳・社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備していない場合等) (7) 応募の日から起算して6箇月前の日から応募の日までの間に、雇用する労働者を事業者都合による解雇・勧奨退職等した場合 (8) 事業者に対する委託事業費の支給事由と同一の理由により支給要件を満たすこととなる国・府・市町村の各種助成金・補助金(雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金など)の支給を受けている又は受けようとしている場合 (9) 府税、京都市税、消費税又は地方消費税、社会保険等の滞納がある場合 (10)労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けている場合
<p>委託事業の内容</p>	<p>次の要件を満たす事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>製造業又は情報通信業に該当する事業(日本標準産業分類で規定するもの)を、京都府域の全部又は一部において実施すること。</u> (2) <u>失業者を新規雇用し、OJTを通じてその育成を図ること。</u> <p><雇用期間等> <u>1年以内(雇用期間が6ヶ月以内である場合には、1回に限り更新を認める。)</u> *原則として公共職業安定所への求人申込みを行うこととし、広く公募すること。</p> <p><対象経費> (* (1) (2) の合計額が30万円以内の場合は、下記上限額を超えること可)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>新規雇用の失業者に対する人件費(*上限:月額換算25万円(税抜)/人)※</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 賃金 ② 通勤手当その他社内規定等により労働者に対する支給が義務づけられている手当 ③ 社会保険料等(雇用保険料、労災保険料等を含む。)の事業主負担分 (2) <u>その他の経費(*上限:月額換算5万円(税抜)/人)</u> (施設・設備・機器の購入経費・改修経費、土地・建物を取得するために必要な経費、その他事業との関連が認められない経費は、対象外) <ol style="list-style-type: none"> ① 既存社員の人件費(新規雇用失業者の指導や労務管理等、提案事業に必要な業務に従事した業務時間に応じた費用に限る。) ② 消耗品購入費(委託事業と関連性がある経費に限る。) ③ 通信費(委託事業と関連性がある経費に限る。) ④ 事業の実施に必要な機器のレンタル・リース料 ⑤ 事業の適正な実施に必要な公認会計士・税理士等への報酬、その他事業を実施するのに必要な経費 (3) <u>委託事業費に係る消費税額</u> <p>※(1)に係る経費が事業費全体の1/2以上であること。</p>
<p>手続フロー</p>	

<募集期間・募集規模>

第1回：平成25年9月13日（金）～10月3日（木）<済み>

第2回：平成25年11月8日（金）～12月16日（月） 募集規模：新規雇用60名分（予定）

<企画提案書等>

「京都起業・承継ナビ」(<http://www.jigyo-keizoku.jp/>)「人材確保」欄に電子ファイル有

提出書類	法人 (会社、組合、NPO法人)		個人	
	法人設立後 10年以内	新部門設置後 10年以内	起業後 10年以内	新部門設置後 10年以内
企画提案書(様式1)	○	○	○	○
定款及び登記事項証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は定款その他規約)	○	○	○	○
直近2期分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) (※1)	○	○	○	○
雇用保険適用事業所設置届	○	○	○	○
新部門の設置・設置時期を確認できる書類(定款や登記事項証明書で確認できる場合は、新旧の定款や新旧の登記事項証明書でも可)		○		○
新会社を設立した元会社の定款及び登記事項証明書(起業後10年超の企業が出資し、新分野進出・経営の多角化のため新会社を設立した場合)	○			
個人事業の開廃業等届出書			○	○
役員名簿	○	○		
事業所一覧(複数の事業所がある場合、事業所の住所等がわかるもの)	○	○	○	○
京都府税、京都市税等の滞納が無いことが分かる証明書	○	○	○	○
その他 会社案内等(提出は任意)	△	△	△	△

※1 起業後間もない場合で直近1期分の決算報告書がない場合は、直近の事業状況がわかるものを提出すること。

※2 添付書類は、原本の写しとする。

<企画提案書等提出先> 次のいずれかに持参又は郵送してください。

(1) 京都府商工労働観光部ものづくり振興課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 TEL:075-414-4852

(2) 京都市産業観光局商工部中小企業振興課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL:075-222-3329

* 書類作成費用は提出者負担とし、提出された企画提案書等は返却しません。

企画提案

採択決定

専門家・有識者の意見聴取を踏まえ府又は京都市が採択決定 (第2回：平成25年12月予定)

<評価基準> 事業の市場性、地域貢献度、事業の実現性、事業遂行能力・雇用継続性

*1 企画提案書類に基づき実施しますが、必要に応じ個別確認、追加書類提出、ヒアリングを求めることがある。

*2 要件(対象者・事業内容)を満たしていても、応募多数の場合等は、評価順位次第で不採択になることがある。

*3 採択決定後であっても、内容の虚偽、応募要件を満たさないことが発覚した場合等は、採択を取り消す。

委託契約

採択決定後、見積書を聴取の上、原則、雇用開始日を委託契約日として府又は京都市と契約締結

*1 採択事業の実施期間が平成26年3月末を超える場合は、契約期間は平成26年3月末までとし、それ以降の事業期間分については、府・京都市の予算計上を条件に、改めて企画提案書・見積書を聴取の上、委託契約を締結する。

*2 委託費の支払は、原則として精算払(ただし、新規雇用失業者の人件費相当額の前金払を可とする。)

*3 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払をしない若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。なお、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

事業完了

実績報告書(様式2)、雇用実績報告書(様式3)、雇用した者が失業者であることが分かる書類(雇用保険受給資格証、廃業届、履歴書、職務経歴書等)を府又は京都市に提出

*1 会計処理は、既存事業の経理と明確に区分し、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書、請求書・納品書等の会計関係帳簿類、労働者名簿・出勤簿・業務日誌・賃金台帳・賃金等口座振込書・社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類の整備、保存(5年間)を行うこと(給与・物品代金等の支払は、原則、口座振込みとし、請求・支払履歴の整理を行うこと。)

*2 実際に事業に要した経費に応じて委託金額の範囲内で委託契約の変更を行い、既に支払われた委託料と実績経費の差額については、委託事業者は返還

*3 委託事業の実施により発生した収入分については、委託料を減額。ただし、委託契約期間終了後(年度をまたぐ事業を実施する場合は、最終年度の事業期間終了後)において、自助努力により引き続き事業を継続し、かつ、委託契約期間終了日時点で当該事業に従事している新規雇用失業者の2分の1以上の者(小数点以下は切り捨て。ただし、雇用失業者が1名の場合は1名を継続雇用することを必要とする。)を継続雇用すると認められる場合は、収入分についての委託料の減額を求めない。

<一時金の支給>

委託事業者が委託契約期間内に新たに雇用した失業者を正規雇用した場合は、別途定める「京都府起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要領」に基づき、当該事業者等に正規雇用1人当たり30万円を支給

問い合わせ

上記「企画提案書等提出先」のほか、次の機関でも問い合わせ・ご相談対応をしております。

(1) 京都事業継続支援センター(公益財団法人京都産業21内)

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 TEL:075-315-8897 FAX:075-315-8926

URL:<http://www.jigyo-keizoku.jp/> E-mail: contact@jigyo-keizoku.jp

(2) 京都高度技術研究所(ASTEM)

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 TEL:075-315-3708 FAX:075-315-6634

URL:<http://www.astem.or.jp/> E-mail: shinjigyo@astem.or.jp